

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、磐田市民並びに市内の社会福祉を目的とする団体及び施設などで社会福祉に功労のあった者を表彰し、社会福祉の一層の推進を図ることを目的とする。

(基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 民生委員児童委員又は保護司として9年以上在職し、当該年度当初に現職である者
- (2) 社会福祉法人の役員として9年以上、社会福祉施設、事業所の従事者として施設長は9年以上、その他の従事者は14年以上勤続し、当該年度当初に現職である者
- (3) 社会福祉事業を目的とする団体の役員として9年以上、従事者として14年以上勤続し、当該年度当初に現職である者
- (4) 本会の役員として9年以上勤続し、当該年度当初に現職である者
- (5) 里親として9年以上経過し、里子の養育期間が4年以上である者
- (6) 社会福祉法人の施設及び社会福祉事業を目的とする団体で特に事業成績が優秀なもの
- (7) 障害者及びひとり親家庭になってから、10年以上自立更生に努めている者
- (8) 現に社会福祉事業に対し、ボランティア活動等により9年以上継続して活動している個人又は団体
- (9) 地域福祉活動を5年以上継続して実施している地区社会福祉協議会、自治会連合会地区組織、単位自治会及び事業成績優良な地区民生委員児童委員協議会
- (10) 第1号から第9号までの規定に該当しない個人又は団体で、労力的、経済的な方法あるいはその他の方法で社会福祉の推進のために積極的に協力援助を行い、その進展に寄与したものの
- (11) その他、社会福祉への功労又は団体活動として表彰することが適当であると会長が認めたもの

(方法)

第3条 表彰は、会長がこれを行い、表彰状又は感謝状と記念品を贈る。

(時期)

第4条 表彰は、磐田市社会福祉大会で行う。ただし、必要があるときは適当な時期に行うことができる。

(推薦)

第5条 被表彰者の推薦は、別に定める日までに第2条各号の関係団体、施設の代表者等が別紙様式による推薦書により具申するものとする。

(決定)

第6条 被表彰者の決定は、前条の推薦書に基づき、本会理事会の審査により決定する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月15日から施行し、平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行し、平成23年度の表彰から適用する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行し、平成25年度の表彰から適用する。